

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第46期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社ジェイエスエス
【英訳名】	J S S C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤木 孝夫
【本店の所在の場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 濱治 雅弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
【電話番号】	06 - 6449 - 6121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 濱治 雅弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期累計期間	第46期 第3四半期累計期間	第45期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (千円)	6,620,161	4,685,301	8,480,379
経常利益 (千円)	416,303	77,408	390,992
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (千円)	264,839	213,211	185,866
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	330,729	330,729	330,729
発行済株式総数 (株)	4,026,056	4,026,056	4,026,056
純資産額 (千円)	2,953,191	2,609,761	2,868,418
総資産額 (千円)	6,606,573	6,762,478	6,701,184
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	68.11	55.13	47.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	8.75	7.50	13.75
自己資本比率 (%)	44.7	38.6	42.8

回次	第45期 第3四半期会計期間	第46期 第3四半期会計期間
会計期間	自2019年10月1日 至2019年12月31日	自2020年10月1日 至2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	24.70	28.05

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、当社は非連結子会社及び関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。
4. 第45期第3四半期累計期間及び第45期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第46期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による急激な景況感の悪化に見舞われる中、緊急事態宣言解除後は政府が需要刺激策として実施した「Go Toキャンペーン」等、各種政策の効果もあり経済活動の回復が進んだものの、感染拡大の第3波に歯止めが掛からず再び消費活動に影響を落とすなど、依然先行き不透明な状況が続いております。

当社におきましては、緊急事態宣言解除以降、各種感染防止策を徹底しつつ、最大限安全に配慮した形で営業を再開する中で、当初は感染拡大の不安から休会者が増加したものの7月以降は大半の休会者が復帰し、その後も平年並みの水準で推移するなど一定の安定した運営を取り戻す事が出来ました。

しかしながら、感染症拡大は収束の兆しを見せず、当社事業への影響も払拭出来ない状況が続く事となりました。

企画課外活動につきましては、感染拡大防止の観点で合宿やキャンプなど自社施設外のイベントを自粛した事により減収となった反面、自社施設内で行う練習会等の比較的開催費用が掛からないイベントを中心に実施した事が利益率向上へと繋がりました。

商品販売につきましては、コロナ禍でスポーツ施設事業者の営業が振るわず、催事や水泳の競技会などが自粛される中、社外販売の回復も進まない状況が続きました。

選手強化面におきましては、2020年12月に東京都江東区で開催された第96回日本選手権水泳競技大会において渡部香生子選手が女子100m平泳ぎおよび女子200m平泳ぎで優勝し、2冠を達成いたしました。

事業所につきましては、2021年3月に新築移転を予定するJSSスイミングスクール高知（高知県高知市）の工事が予定通り進行しました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社の100%子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、2020年3月の提携以降、当初は新型コロナウイルス感染症拡大への対応が優先となったものの、足下では協業施策の検討が進む中、具体的に始まったものとして、両社が近隣に商圏を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用出来る「JSSキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上に繋がるものとなりました。また、ティップネスが持つLIVEレッスンプログラム配信サービス「トルチャ」を当社会員向けに割引価格での提供を開始し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとなりました。

このような営業施策に取り組みましたが、2020年4月、5月の営業自粛等による入会者減少が在籍者減少に繋がっており、秋季にはキャンペーンなどにより前年を上回る入会者を確保出来たものの、当第3四半期末における全事業所の会員数は93,860人（前年同期比7.7%減）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は4,685百万円（前年同期比29.2%減）、営業利益74百万円（前年同期比81.8%減）、経常利益77百万円（前年同期比81.4%減）、四半期純損失213百万円（前年同期は264百万円の四半期純利益）となりました。

当第3四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ61百万円増加し、6,762百万円となりました。これは主に、未収還付法人税等が37百万円、有形固定資産が15百万円増加したことによるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ319百万円増加し、4,152百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加した一方で、長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ258百万円減少し、2,609百万円となりました。これは主に、利益剰余金が四半期純損失の計上等により258百万円減少したことによるものであります。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一事業であるため、セグメント別、事業部門別の記載を行っておりません。

(2) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,600,000
計	15,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,026,056	4,026,056	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	4,026,056	4,026,056	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	-	4,026,056	-	330,729	-	34,035

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 158,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,866,100	38,661	-
単元未満株式	普通株式 1,656	-	-
発行済株式総数	4,026,056	-	-
総株主の議決権	-	38,661	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式72株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジェイエスエス	大阪市西区土佐堀一丁目4番11号	158,300	-	158,300	3.93
計	-	158,300	-	158,300	3.93

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
常務取締役 管理本部管掌	田原 富夫	2020年12月15日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性10名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	640,213	592,517
受取手形及び売掛金	100,847	110,301
商品	111,167	109,742
未収消費税等	-	18,853
未収還付法人税等	-	37,556
その他	85,118	77,924
貸倒引当金	1,612	1,610
流動資産合計	935,735	945,286
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,716,292	2,840,012
土地	1,685,215	1,685,215
その他(純額)	502,827	394,654
有形固定資産合計	4,904,335	4,919,882
無形固定資産		
投資その他の資産	32,685	26,350
敷金及び保証金	693,746	672,891
その他	165,597	226,260
貸倒引当金	30,915	28,193
投資その他の資産合計	828,428	870,958
固定資産合計	5,765,449	5,817,191
資産合計	6,701,184	6,762,478
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	180,191	168,123
短期借入金	150,000	837,000
1年内返済予定の長期借入金	378,874	385,744
未払法人税等	75,756	-
未払消費税等	139,867	-
前受金	560,050	512,567
賞与引当金	96,585	-
その他	617,046	832,322
流動負債合計	2,198,370	2,735,757
固定負債		
長期借入金	1,301,607	1,077,694
退職給付引当金	95,913	89,932
資産除去債務	181,619	200,732
その他	55,254	48,600
固定負債合計	1,634,395	1,416,958
負債合計	3,832,765	4,152,716
純資産の部		
株主資本		
資本金	330,729	330,729
資本剰余金	125,665	125,665
利益剰余金	2,512,179	2,253,522
自己株式	100,155	100,155
株主資本合計	2,868,418	2,609,761
純資産合計	2,868,418	2,609,761
負債純資産合計	6,701,184	6,762,478

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	6,620,161	4,685,301
売上原価	5,441,008	3,924,794
売上総利益	1,179,153	760,507
販売費及び一般管理費	767,474	685,529
営業利益	411,679	74,977
営業外収益		
受取利息	585	691
受取保険金	5,085	47
貸倒引当金戻入額	1,545	3,780
退職給付引当金戻入額	960	139
その他	1,459	3,191
営業外収益合計	9,637	7,850
営業外費用		
支払利息	4,836	5,115
その他	176	303
営業外費用合計	5,012	5,419
経常利益	416,303	77,408
特別利益		
固定資産売却益	671	100
助成金等による収入	-	184,637
特別利益合計	671	184,737
特別損失		
固定資産除却損	0	2,501
新型コロナウイルス感染症による損失	-	522,445
特別損失合計	0	524,947
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	416,975	262,801
法人税、住民税及び事業税	101,999	10,129
法人税等調整額	50,135	59,718
法人税等合計	152,135	49,589
四半期純利益又は四半期純損失()	264,839	213,211

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
支払手形	- 千円	12,269千円
流動負債その他(設備関係支払手形)	-	472

(四半期損益計算書関係)

新型コロナウイルス感染症防止の為、政府や地方自治体の要請により臨時休業した期間中に、店舗において発生した人件費に対する雇用調整助成金等184,637千円を、助成金等による収入として特別利益にて計上しております。

また、当該休業期間中等に店舗において発生した固定費(人件費・賃借料・減価償却費等)522,445千円を、新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	191,891千円	163,921千円
のれんの償却額	1,352	1,352

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	29,643	7.50	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
2019年11月13日 取締役会	普通株式	33,842	8.75	2019年9月30日	2019年12月13日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2019年2月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式84,800株の取得を行いました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が51,233千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が100,155千円となっております。

当第3四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,338	5.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
2020年11月13日 取締役会	普通株式	29,007	7.50	2020年9月30日	2020年12月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期 純損失()	68円11銭	55円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	264,839	213,211
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	264,839	213,211
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,888	3,867

(注) 1. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

2020年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額	29,007千円
1株当たりの金額	7円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年12月11日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC京都監査法人 京都事務所

指定社員 公認会計士 田村 透 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浦上 卓也 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエスエスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第46期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイエスエスの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合

は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。